

# みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度 認証票（シール）のデザインが変わります！

区分	旧デザイン		★新デザイン★
農薬・化学肥料不使用栽培			
農薬不使用・化学肥料節減栽培			
農薬節減・化学肥料不使用栽培			
農薬・化学肥料節減栽培			

宮城県では、農薬や化学肥料（窒素成分）を通常（慣行基準）の半分以下に減らして生産した農産物を特別栽培農産物として認証しております。

このたび、認証農産物に任意で貼ることができる認証票（シール）のデザインが変更になりました。取扱いは下記のとおりです。

＝記＝

- 新デザイン認証票使用開始日 : 平成 28 年 9 月 1 日(木)から
- 移行期間(旧認証票使用可能期間) : 平成 29 年 8 月 31 日(木)出荷分まで(使用開始日から 1 年間)

○主な変更点

- ☆宮城県 PR キャラクターの「むすび丸」を追加
- ☆「特別栽培農産物」の表示を追加
- ☆不使用の表示を「×」から「0(ゼロ)」へ変更

問合せ先

宮城県農林水産部農産園芸環境課  
環境保全班（担当：漆山，工藤）

TEL:022-211-2846. FAX:022-211-2849